

## 船橋市食生活サポーター設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は船橋市民の積極的な参加のもとに自主的な健康づくりを行政と協働で行い、地域住民の生活習慣病を予防し、健康な食生活の習慣化を図り、健康の保持増進を推進することを目的とする。

### (食生活サポーターの設置)

第2条 前条の目的を達成するために、「食生活サポーター」を置く。

- (1) 食生活サポーターは公募とする。
- (2) 食生活サポーターの養成は、地域保健課が実施するものとする。
- (3) 養成事業の内容は、地域における食生活を中心とした健康上の問題点やニーズに対応した地区組織活動を把握して、必要な食生活改善や健康づくり等のための知識や技術に関する事項について20時間程度の講習会を行うものとし、保健事業の見学や参加等もこれに含む。

### (食生活サポーターの要件)

第3条 食生活サポーターは、次に掲げる要件を備えた者とする。

- (1) 市内に在住で定職についていない者。
- (2) 健康づくりに関する基礎的な知識と熱意があること。
- (3) 心身ともに健康であること。
- (4) 市が実施する養成講座を修了した者であること。
- (5) 原則として月1回の支部会に参加すること。
- (6) 月1回以上の活動ができること。

### (食生活サポーターの委嘱)

第4条 前条の要件を満たした者を食生活サポーターとして委嘱する。

### (食生活サポーターの定数)

第5条 食生活サポーターは、100人以内とする。

### (任期)

第6条 任期は3年以内とし、再任は妨げない。

### (活動内容)

第7条 地域の健康課題を十分把握した上で活動目標を定め、食生活改善の普及啓発を推進するとともに、本市の行う健康づくり事業に協力するも

のとする。

(1) 食を通じた「食生活」の大切さや「食育」の普及啓発

健康づくりの基盤となる食生活習慣改善のための普及啓発活動を、食を通じた講習会等で実施する。

(2) さまざまな活動での「健康づくり」支援

健康の保持増進に必要な栄養、運動、休養等に関する知識の普及活動を随時実施する。

(3) 健康増進事業等への協力

本市が実施する各種の健康増進事業や地域等の事業に協力する。

(活動の報告及び評価など)

第8条 食生活サポーターは、毎月の活動状況をまとめ、四半期ごとに活動報告書をもって市長に報告するものとする。また、食生活サポーターは、効果的な活動をすすめるために、役員会及び支部会などを開催し、活動状況の報告及び評価などを行うものとする。

(研修)

第9条 食生活サポーターは、活動を行うために必要な技能や情報を習得するために、研修会などに積極的に参加するものとする。

食生活サポーターは、地区組織間の連携や他市町村組織との勉強会の開催など、自主的な学習活動に努めるものとする。

(報償)

第10条 食生活サポーターに対する報償は、予算の範囲内で活動費として支弁するものとし、活動報告書受理後に支払うものとする。但し、活動内容の記載のないものには支弁しない。

(秘密の保持)

第11条 食生活サポーターは、活動上知り得た個人の情報を他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(身分証)

第12条 食生活サポーターは、推進活動を行うにあたり、食生活サポーターであることを証する証票(第1号様式)を携帯し、必要がある時はこれを提示しなければならない。

(活動の休止及び再開など)

第13条 食生活サポーターが委嘱期間中やむを得ない事情で、活動が困難となった場合、休止届(第2号様式)を提出し、一定の休業期間を設けるものとする。

(1) 休業期間は、1年未満とする。

(2) 再開時は、活動再開届(第3号様式)を提出する。

(委嘱の解除)

第14条 食生活サポーターがやむを得ない事情で、活動が困難となった場合、辞任届(第4号様式)を提出し、委嘱の解除を行う。

2 食生活サポーターが死亡・転居等の事由により連絡が不通となった場合、委嘱の解除を行う。

(事務)

第15条 食生活サポーターに関する事務は、船橋市地域保健課において行う。

(その他)

第16条 この要綱に定めるほか、必要な事項は市長が別に定める。

(附則)

この要綱は、平成15年4月1日より施行する。

この要綱は、平成19年4月1日より施行する。

この要綱は、平成21年4月1日より施行する。

この要綱は、平成24年12月20日より施行する。

この要綱は、平成25年4月1日より施行する。

この要綱は、平成25年12月20日より施行する。

この要綱は、平成27年10月1日より施行する。

この要綱は、平成30年4月1日より施行する。

この要綱は、平成31年3月15日より施行する。

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。

この要綱は、令和5年4月1日より施行する。

第 1 号様式

(表 面)

第 号	船橋市食生活サポーター証
写 真	氏 名
	上記の者は、船橋市食生活サポーターであることを証明する。
	年 月 日から 年 月 日まで
	船橋市長 ○ ○ ○ ○ 印

(裏 面)

注 意 事 項
1. 本証明書は、常時携帯すること。
2. 本証明書は、他人に貸与又は譲渡しないこと。
3. 本証明書は、紛失や破損をしないよう注意すること。
4. 本証明書は、紛失した場合は速やかに所定の手続きをとること
5. 退任しようとするときは、事務局へ必ず返還すること。
事務局：船橋市 地域保健課
電 話：047-409-3274

第2号様式

休 止 届

船橋市長 様

私議、 年 月 日より船橋市食生活サポーターとして食生活改善推進の任務を遂行するべく養成講座を受講し、これまでその活動にかかわっておりましたが、この度諸事情により、下記の期間その活動の休止をお願いしたく、休止届を提出いたします。

記

〔休止期間〕

年 月 日 ( ) より

年 月 日 ( ) まで

年 月 日

住 所

氏 名

第3号様式

活動再開届

船橋市長 様

私議、 年 月 日より食生活改善の活動を休止して  
おりましたが、船橋市食生活サポーターとして 年 月 日よりその活  
動が再開いたしますので、活動再開届を提出いたします。

年 月 日

住 所

氏 名

第4号様式

辞 任 届

船橋市長 様

私議、 年 月 日より船橋市食生活サポーターとして委  
嘱されましたが、この度一身上の都合により、 年 月 日  
をもって船橋市食生活サポーターの辞任をお願いしたく、辞任届を提出  
いたします。

年 月 日

住 所

氏 名